木裏原区は、木裏原自治会になります

~木裏原地区の区制廃止と自治会組織への移行について~

4.4世帯で構成される木裏原区では少子高齢化が進んでおり、区長などの要職を 複数回務めたり役職の兼任が常態化するなど、人員不足等から区の体制を維持する ことが困難になってきました。

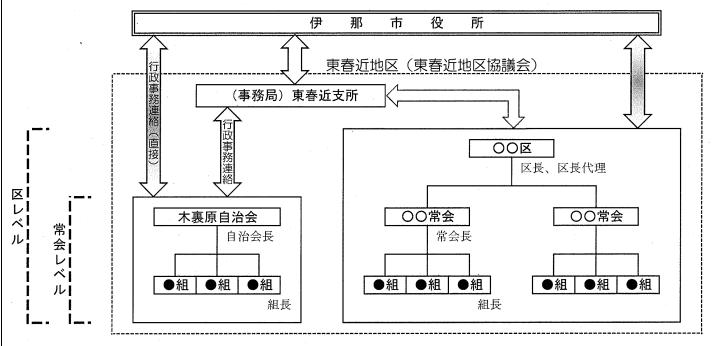
そこで、区総会において区制を廃止し、従来の区の常会レベルに当たる組織として自治会への移行方針を決定し、これまで東春近地区の関係団体等と協議を進めてきました。

その結果、**令和7年4月1日から新たに木裏原自治会としてスタート**することになりましたので、地域の皆さんにご報告いたします。

(本来は、他の区との合区が望ましいのですが、過去の経緯から自治会を選択されました。)

区と自治会はどう違うの?

下の図は、行政における新たな東春近地区の系統図になります。



自治会は区よりも小さな単位で、東春近地区でいう常会の単位となります。 自治会には自治会長を置いて、地区協議会と連携を図っていくことになります。

< 木裏原自治会の位置付け >

- ・木裏原は、区としての位置付けから、自治会(常会)としての位置付けとなります。
- ・引き続き東春近地区の自治会として存続し、地区協議会にも参加していきます。
- 構成団体にも引き続き加入しますが、一部の団体で役員の選出や活動を行いません。

※検討の途中で、木裏原区は東春近地区を抜けるという情報も流れましたが、引き続き東春近地区 の一員として地域の活性化、発展に向け自治会活動を続けます。

◎これまで同様、新しい木裏原自治会をよろしくお願いします。

東春近地区協議会

【お問合せは】 東春近支所 電話 72-3202

協働のまちづくり交付金事業を募集します!

協働のまちづくり交付金事業は、地域の皆さん自らが地域の課題解決や地域振興のために行う実践的な活動を支援する制度です。

東春近地域協議会では、令和7年度の東春近地域協議会枠の事業を募集します。 皆さんのアイデアや工夫で東春近地域が活性化し、少しでも「住みよい地区」に なるよう、地域づくり活動に取り組んでみませんか。

◆交付金事業の概要◆

対象団体	・東春近地区の自治組織(区など)	
	・主に東春近地区住民を対象とした地域づくり団体・グループ等	
対象事業		対象外事業
○地域の活性化に資する事業		●政治、宗教、営利を目的とする事業
○安心・安全な地域づくりに資する事業		●既に実施している地域のイベント
○保健・福祉の充実に資する事業		(恒例行事) 等の事業
○環境の保全、景観形成に資する事業 ■		●単に施設・設備の充実が目的の事業
○伝統文化の振興に資する事業 ●資産の形成や給付等の補助的事業		
○産業の振興に資する事業 など など		
対象経費	事業の実施に要する経費から特定財源、対象外経費を控除した額	
特定財源とは		対象外経費とは
他の団体等から受ける補助金・支援金、		運営費および人件費、慰労会等の飲食
事業に係る収入など		費、汎用性の高い備品購入費など
補助率	事業の充当率は 10 分の 10 以内 (千円未満は切り捨て)	
事業選考	・東春近地域協議会で審査(実施団体からヒアリング)します。	
	・採択事業には、予算の範囲内で交付金を配分します。	
事業期間 交付決定の日(令和7年5月末)から令和8年3月31日まで		

◆**募集締切**◆ <u>令和7年4月25日(金)午後5時まで</u>(東春近支所必着)

◆申込方法◆

伊那市協働のまちづくり交付金様式第1号(事業計画書兼申請書)に必要な添付書類(事業内容、予算書、見積書など)を添え、締切りまでに東春近支所にご提出ください。(様式は伊那市公式ホームページからダウンロードできます。)

※詳しいことは、下記までお気軽にお問い合わせください。

◆お問合せ、 及び申請先◆ 伊那市役所 地域創造課 東春近支所 担当:伊藤 〒399-4432 伊那市東春近1826番地 TEL 72-3202 FAX 74-1264 E-mail: hhs@inacity.jp